**令和５年度大阪府地域医療介護総合確保基金事業**

**緩和ケア人材養成事業について（概要）**

１　事業目的

　緩和ケアに携わる人材養成の推進

２　補助対象事業者

一般社団法人大阪府医師会、大阪府内の郡市区医師会、都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、小児がん拠点病院、大阪府がん診療拠点病院、大阪府小児がん拠点病院及びがん診療を行う病院

３　補助対象事業

　緩和ケアに携わる医療従事者等を対象に緩和ケア研修（ＰＥＡＣＥ研修を除く）を行う事業

４　補助基準額　　　　７００千円／１か所

５　補助率　　　　　　１０／１０

６　補助対象となる経費

　医療従事者を対象とした緩和ケア研修（ＰＥＡＣＥ研修を除く）の実施に直接必要な次の費用

・報　償　費（講師、研修協力者等謝金）

・旅　　　費（講師、研修協力者等旅費）

・消耗需用費（印刷製本費、消耗品費、図書購入費）

・役　務　費（通信運搬費、雑役務費）

・委　託　料

・使用料及び賃借料（会場借上料等）

７　事業実施期間

　内示日から令和６年３月３１日まで

※事業期間内に事業完了（検収、支払い等）することが必要です。

８　提出書類

　　下記書類を郵送及びメールにより健康づくり課までご提出願います。

　　　・緩和ケア人材養成事業計画書の提出について（任意様式）

・緩和ケア人材養成事業計画書

　　　・緩和ケア人材養成事業経費所要額調書及び緩和ケア人材養成事業経費算出内訳書

　　　・見積書

　　　・その他参考資料

９　その他

本補助事業を希望する場合、物品購入等の契約手続きは内示後に行ってください。内示前に着手された場合、内示を取り消すことがありますのでご注意ください。

補助金の交付決定を受けた事業主は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

なお、障がい者雇用率が未達成の事業主につきましては、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組をしていただく必要があります。詳しくは、 大阪府障がい者雇用促進センタ ーのホームページをご覧ください。（https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html）

１０　提出先

　　大阪府健康医療部健康推進室

健康づくり課　生活習慣病・がん対策グループ　山田

　〒５４０－８５７０

　　　大阪市中央区大手前２－１－２２

　　　電　話　 ０６－６９４４－６７９１

　　　ＦＡＸ　 ０６－６９４４－７２６２

　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ [kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)